

## **[事案 30-288] 入院給付金支払請求**

・令和元年8月9日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款上の支払理由に該当しないとして給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

アルコール依存症により入院したため、平成27年6月に契約した医療保険にもとづき、給付金を請求したところ、約款上の支払理由に該当しないとして支払われなかったが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院開始時点で毎日多量のアルコールを摂取しており、入院の初期には個室に入り、入院中の全期間を通じてアルコール依存症の治療を行った。
- (2)他社からは、本入院に対して入院給付金が支払われた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院中の血液検査における肝酵素の値が正常値であること等から見て、入院開始時に毎日多量のアルコールを摂取していた事実は疑わしい。また、本入院の入院先には断酒プログラムもなかったこと等からすると、入院の必要性はなかった。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本入院は約款に定める入院（医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。